

議 第 5 号

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の  
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
総務大臣  
内閣官房長官

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、連立政権合意書を受け、議員歳費の縮減等を目的に、衆議院議員定数の1割削減について検討を進めており、比例代表議席の大幅削減案を含め、今臨時国会での法案成立に向けた実務者協議が実施されている。

しかしながら、国民の代表である国会議員の定数削減は、地方の議席が更に減少することに加え、若者や女性などの政治参入にも影響を及ぼし、多様化する政策課題への対応力の低下等につながるおそれがある。

また、民意をより正確に反映しやすいとされる比例代表議席の削減は、小規模政党やそれを支持する国民の声を切り捨てることになるとの指摘もあり、さらには、東京の選挙区の議員定数が多い現状は、地方の声が国政に反映されにくいため、東京一極集中に歯止めがかからない要因になっていると懸念されるところである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙制度が日本国憲法が保障する国民主権及び議会制民主主義の根幹であることを踏まえ、議員定数の検討を含め、広く国民の意思を適切に反映することができる衆議院議員選挙制度の実現を強く要請する。